

難民申請者の住居及び行動範囲の制限の緩和を求める請願

2004年 月 日

法務大臣 野沢 太三殿
法務省入国管理局局長殿

請願の理由

日本の難民認定システムの中で、申請者たちはさまざまな制約を受けて生活をしています。仮放免中の難民申請者は入国管理局の管理下で、さまざまな条件を付され、いつ何時、入管収容所に強制収容されるかわからない状態におかれています。

出入国管理及び難民認定法の第54条2によれば、住居および行動範囲の制限、呼び出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができるとされています。実際には入国者収容所長又は主任審査官の権限で、それぞれ個別のケースによって条件に差がありますが、それでも概ね、移動の自由はその申請者の居住する県内に限られ、県外に出るときには、その地域を管轄する入国管理局に「旅行許可書」を発行してもらわなければなりません。

トルコ国籍クルド難民申請者の多くは、埼玉県内に居住しており、県外に出る時にはわざわざ品川にある東京入国管理局まで許可をもらいに行かなければなりません。その結果、いろいろな弊害が発生しています。

例えば、さまざまな団体や協会、学校などがクルド難民についての話を聞くために、学習会や集会を企画し、在日クルド難民認定申請者のグループに、クルド人を招待したい旨の連絡をしてきますが、場所が県外であった場合は、その度に許可書を取りに行かなければならないため、自分たちの状況を広く伝えていく自由な活動の妨げとなっています。

また、茨城県牛久市にある東日本入国管理センターの収容所にもクルド難民申請者が長期収容されていますが、その面会に訪れることや、県外に居住する親戚や友人を訪問することも自由にできません。東京都内にある事務所に所属する担当弁護士らとの、緊急の打ち合わせや会議に即対応することができません。仮に許可なく県外へ出た場合は、仮放免が取り消され、強制収容されるおそれがあります。

以上のような困難を解消するために、私たちは、憲法第16条及び請願法第5条に基づき下記の請願を行います。

請願の趣旨

仮放免中の難民認定申請者について、その居住地を管轄する各入国管理局の管轄地域内において、「住居および行動範囲の制限」の撤廃、もしくは緩和を求める。

賛同署名

上記「難民申請者の住居及び行動範囲の制限の緩和を求める請願」の趣旨に賛同し署名します。

名 前	住 所

署名集約先：「クルドを知る会」 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤3-18-20-803 電話 048-834-1232